

第4章 ごみ減量と再資源化の取組

第1節 概況

経済活動の進展、生活水準の向上及びライフスタイルの変化等に伴い、一般家庭や事業所から排出されるごみは多様化し、その量も著しく増加した。そのため、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、パソコンリサイクル法等が整備され、本市でも平成4年4月からは「資源の日」を設けて、ごみの減量化、再資源化に向けた本格的な取り組みを開始し、現在、8品目の資源物を分別収集及び回収している。

近年は、海洋プラスチック汚染や食品ロスが世界的な問題として捉えられており、本市においてもこれを真摯に受け止め、これまで以上に市民、事業者及び行政が一体となり循環社会の構築に向けた取り組みを進めていくところである。

第2節 減量・再資源化事業

1 資源物集団回収推進事業

(1) 古紙・缶・びん

昭和57年度から有価物回収推進事業として資源物の集団回収を実施し、回収量に応じた報償金を支給することで、地域活動への支援を行ってきた。

平成21年度からは再使用できるびんのみを報償金対象品目として実施してきたが、酒類の流通形態の変化により家庭から出されるびんの量が減り、登録団体数も激減していった。そのため、平成24年度に制度を見直し古紙・古布・缶を報償金対象品に追加したうえで、資源物集団回収推進事業として新たに事業を開始した。その後、平成28年10月からは対象品目から古布を除いた。

また、古紙引取価格の引き下げに伴い、令和2年3月回収分から古紙の報償金を1kg当たり4円から6円に改定した。

(参照 宮崎市資源物集団回収推進事業実施要綱)

年度別集団回収実績（古紙・缶・びん）

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録団体数	191	183	182	174	159
実施団体数	188	146	142	156	136
回収重量（t）	1,190	960	902	835	785
報償金総額（千円）	4,757	5,667	5,330	4,937	4,638

(2) 家庭用廃食用油

平成14年度から家庭用廃食用油リサイクル推進事業として、家庭から排出されるてんぷら油などの植物性廃食用油を、登録団体や市の関連施設に設置した回収ボックスを介して回収、精製しバイオディーゼル燃料として市のごみ収集車に使用した。

燃料として使用可能な収集車の減少に伴い、バイオディーゼル燃料としての活用が減少したた

め、平成26年度で市のごみ収集車でのごみ収集を終了した。

なお、平成27年度からは団体回収は資源物集団回収の1品目とし報償金支給を継続、拠点回収も継続し回収した廃食用油は業者に売却し再利用している。

年度別廃食用油回収実績（家庭用廃食用油）

年度 項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録団体数		113	108	104	99	97
実施団体数		104	98	97	88	90
報償金（千円）		437	339	279	227	231
回収量（ℓ）	団体	14,770	10,968	9,358	7,550	7,735
	拠点	8,322	10,171	10,775	9,404	9,719
拠点数		67	66	65	62	60

2 家庭用電動生ごみ処理機等購入費補助事業

家庭から排出される生ごみは、可能な限りの自家処理を目指し、厨芥類を堆肥化する生ごみ処理器を希望者に無料で支給（平成3年度から令和5年度まで）するとともに、平成9年度からは、家庭用電動生ごみ処理機の購入費の一部補助を行い減量化に努めている。

なお、多様化する生ごみ処理関連の製品に対応するため、令和5年度からは、電動生ごみ処理機については、インターネット購入分についても補助対象とし、令和6年度からは、新たな生ごみ処理容器（バッグ型や木箱型など）についても購入費の一部補助を行うよう制度を見直し、自家処理の一層の推進を図っている。

（参照 宮崎市家庭用電動生ごみ処理機等購入費補助金交付規則）

支給・購入費補助実績

単位：台・件

年度 区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生ごみ処理器支給	屋外型	279	487	360	327	341
	屋内型	76	141	141	83	94
	計	355	628	501	410	435
電動生ごみ処理機補助		92	80	83	93	96

3 家庭ごみ有料化事業

平成14年6月から、ごみの減量、リサイクルの推進、費用負担の公平化を目的として、資源物を除く家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）を有料の指定袋で収集している。

なお、合併した4町域については、合併前には指定袋による収集を行っていたが有料化を実施していなかったことから、合併による急激な変化を避けるため、3町域（清武町域を除く。）が、移行期間を設けて平成23年1月から、清武町域は平成27年3月から有料化を実施した。令和元年10月には消費税率引き上げに伴い、金額を改定した。

種 類	大きさ	金額（税込み）	令和5年度 受注量（組）	
			燃やせるごみ	燃やせないごみ
大 袋	40L	407円／10枚	580,755	27,345
中 袋	30L	305円／10枚	530,960	19,385
小 袋	20L	203円／10枚	426,125	19,775
特小袋	10L	101円／10枚	339,335	26,235

※ 燃やせるごみ、燃やせないごみともに10枚1組で販売

※ 受注量は、指定ごみ袋取扱店からの発注量

4 粗大ごみ有料化事業

平成13年4月から、排出者負担公平の原則に基づき、粗大ごみの収集運搬を有料化している。

また、特定家庭用機器再商品化法の施行・改正に伴い、リサイクルが義務付けられた家電リサイクル法対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）についても有料で収集している。合併した4町域については、3町域（清武町域を除く。）が平成23年4月から、清武町域が平成27年7月から有料化を実施した。

令和3年4月から、電話申込みに加え、ホームページ上でのオンライン申込みを開始した。

（1）年度別収集実績

単位：個

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般粗大	11,031	12,537	13,816	12,494	11,750
家電	663	781	879	725	827
計	11,694	13,318	14,695	13,219	12,577

(2) 年度別手数料徴収実績

単位：千円

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手数料徴収額	9,653	11,069	12,280	11,003	10,985

※平成27年10月からコンビニ（セブン-イレブン）にて販売開始。

※平成28年度からコンビニ（ファミリーマート、ローソン）にて販売開始。

5 パソコンのリサイクル

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第27条の規定により、製造業者による家庭系使用済パソコンのリサイクルシステムが構築された。このため、製造業者に回収義務があるものについては市で収集・処理をしないこととし、自作パソコンやメーカー倒産などのメーカー不在品については、平成16年4月から、これらを条例に基づくリサイクル推進物に指定して有料で回収・受入れを行ってきた。しかしながら、一般社団法人パソコン3R推進協会において、メーカー不在品についてリサイクルが可能となったことから、令和元年10月からは回収・受入れを行わないこととした。

一方で、パソコンリサイクルを進める体制を整えるために、令和元年10月からはパソコンリサイクル回収に関する国の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル(株)と協定を締結し、インターネット等による申込みでパソコンの回収を行っている。

6 使用済小型家電品回収事業

ごみとして大量に廃棄される家電製品などの中に含まれる有用な資源（レアメタルや貴金属類など）は鉱山に見立て「都市鉱山」と呼ばれ、これらの有効活用は、資源輸入国の我が国にとって、喫緊の課題となっている。このため、家電製品に使われている希少金属を有効活用しリサイクルを進めるため、平成23年6月から使用済小型家電品の回収に取り組んでいる。

回収方法は市内60箇所に設置している小型家電回収ボックスでの回収及びエコクリーンプラザみやぎでのピックアップ回収である。回収の対象となる品目数は、当初は13品目だったが、環境省による対象品目拡大に伴い、平成27年度から40品目とした。また、令和元年10月から「小型充電式電池」と「電子たばこ・加熱式たばこ」を追加し42品目としている。

回収した小型家電品はリサイクル事業者に売却後、希少金属を抽出しリサイクルされている。

小型家電品回収実績

単位：kg

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回収量	12,308	16,991	20,453	16,425	18,672

第3節 啓発事業

1 ごみ分別説明会の開催

ごみの減量、再資源化の効果的な推進には市民の理解と協力が不可欠であることから、自治会、婦人会、高齢者団体などの各会合において説明会を開催しごみに対する意識の高揚を図っている。

令和2年から3年度は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、件数、参加者が激減したが、令和4年度から回復の兆しがみられている。

説明会等の開催件数及び参加者数

単位：件・人

年 度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	参加者数	件数	参加者数	件数	参加者数	件数	参加者数	件数	参加者数
説 明 会	169	9,366	12	203	22	724	34	1,013	89	2,974
出前講座	48	1,498	9	176	9	175	19	582	12	180

2 各種イベント等での啓発活動

ごみ減量、再資源化の効果的な推進のため、地域で実施される文化祭や各種イベントでの依頼に応じごみ減量コーナーを設置し、パネル展示、分別クイズの実施、啓発品の配布等で意識の高揚を図っている。

なお、ごみ減量とリサイクル運動のシンボルキャラクター「リサイクルマン」とエコバッグ利用推進イメージキャラクター「エコガルー」の着ぐるみを活用するとともに、啓発品にもキャラクターのイラストを使用し作成配布している。

3 事業系一般廃棄物の減量促進

平成14年4月から、事業用大規模建築物の所有者等に対して、廃棄物管理責任者の選任と事業系一般廃棄物減量計画書の提出を義務付けている。

また、事業系一般廃棄物の分別と保管状況の確認を行う立ち入り指導やごみ減量、リサイクルの必要性や具体的な取組についての動画配信による研修会を開催している。

4 こども5R学習事業

市立小学校4年生を対象に“買い物ゲーム”を実施し、児童にごみの発生とその処理費用及びごみ減量の必要性を考えさせ、環境問題に関する意識向上を図るとともに、家庭や地域での5Rへの取組みを定着させることを目的とし開催している。

こども5R学習開催実績

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 施 校	26校 66クラス	24校 60クラス	30校 76クラス	35校 92クラス	32校 87クラス
参加児童数	2,125名	1,979名	2,420名	2,711名	2,462名

5 リサイクル推進事業

平成24年4月から小学校低学年等を対象にした環境教育でリサイクルに対する意識の向上を図るため、牛乳パックを使ったはがきづくりや、家庭用の廃食用油を再利用したキャンドルづくり体験を出前授業として実施していたが、令和5年度で事業を終了した。

6 エコクリーンプラザみやざきでの環境学習

環境学習施設「ecola（エコラ）」では、エコに関する情報の発信をしており、地球環境やごみの減量化とリサイクルについて体験しながら学ぶことができる。「リサイクル工房」では、廃棄された家具などを再生して新たな持ち主へ譲渡している。「リサイクル教室」では、捨てられてしまうごみを利用した体験リサイクル教室を開催している。また、エコクリーンプラザみやざきの各ごみ処理施設の見学を実施することでごみ減量の意識定着とリサイクルに対する意識向上を図っている。

利用者数実績

単位：人

施設 年度	ecola (エコラ)	工場見学	リサイクル教室	ほがらか湯
令和4年度	4,015	3,333	2,097	91,144
令和5年度	4,926	4,606	2,163	91,021

7 リサイクル・リユースに向けた取組み

家庭で不要となった物、必要な物の情報の交換及び暮らしに役立つ情報の提供を行うため、平成8年から令和5年度まで、市内22箇所に掲示板を設置し、「ごみ減量とリサイクル運動」の推進を図ってきた。インターネットやモバイル端末等の普及に伴い、令和5年度に「掲示板」による情報発信から、民間が提供するリユースの仕組みの活用へ転換し、リユースサイトを運営する企業との協定を締結した。サイトのリンクをホームページに掲載するなどし「リサイクル・リユース」という選択肢を市民へ周知している。

8 ごみ減量アドバイザー

ごみの発生抑制や減量化・資源化を推進するため、地域と密着した活動を展開している人材を、ごみ減量アドバイザーとして18名（定数21名）に委嘱し、各種行事や地域の会合において、ごみ分別指導や啓発を行い、「ごみ減量とリサイクル」の意識の高揚を推進している。

（参照 宮崎市ごみ減量アドバイザー設置要綱）

9 ごみと資源物の分け方・出し方の周知

平成31年4月からごみの分け方・出し方が一部変更になったことに伴い、「ごみと資源物の分け方・出し方ハンドブック」を新規作成し配布した。ハンドブックについては、英語、中国語、韓国語に対応しており、ホームページ、ごみ分別アプリ（平成30年3月導入）にも掲載している。

また、令和3年4月から、ごみの分け方・出し方に関する問合せに24時間365日対応するため、AIを活用して自動的に回答するチャットボットをホームページ上に導入したが、令和6年度からは、ごみ分別アプリのチャットボット機能へ統合し、引き続き分別方法等の周知を行っている。

10 資源物持ち去り防止の実施

家庭から集積所に排出された空き缶や古紙等資源物の持ち去り行為が横行しており、市民からの通報件数も増加するなど社会問題となっている。このため、持ち去り防止に対する、より徹底した対応を求める声を受けて、平成24年4月から宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例を一部改正し、持ち去り行為を禁止するとともに、同年10月からは禁止命令違反者に罰則を科すことができるようになった。

第4節 環境美化事業

1 分別大使

一般廃棄物の適正処理、減量化、資源化、地域の清潔の保持等ボランティアとして活動する自治会選任の分別大使を登録し、自治会活動を基本とした市民と市の協働による地域環境美化活動を推進している。

また、市では処理施設の現地見学会を開催し、資質の向上に努めている。

○令和5年度末 登録者数 1, 137名

(参照 宮崎市分別大使設置要綱)

2 環境美化の日

環境月間である6月の第1日曜日を「環境美化の日」と設定し、自治会の協力を得て、日ごろあまり清掃の行われない公共の場所などの清掃を実施しており、地域の環境美化及び保全に努めている。

○令和5年6月4日・・・実施自治会数：488 収集量：65.26t

3 市民一斉清掃

宮崎市自治会連合会の主唱で、「きれいな街づくりをみんなの手で」をスローガンに、各種団体の協力を得て、昭和56年度から年1回（毎年11月の第2日曜日）市民総参加のもと実施している。一斉清掃では、道路や空地をはじめ、公共の場である公園、海岸、松林、河川敷などの重点的区域を定めて活動している。

○令和5年11月12日・・・実施自治会数：528 収集量：73.79t

4 ボランティア袋

平成14年6月から、清潔な生活環境の保持を目的として、個人や団体が行う公共の場所等のボランティア清掃活動に対して、回収したごみを排出する際に使用する環境美化ボランティア袋を配布している。

(参照 環境美化ボランティア袋の配布等に関する要綱)

5 不法投棄対策

市、市民、事業者及び土地管理者等が一体となった不法投棄の防止対策を推進し、清潔で住みやすく、美しいまちづくりに寄与するため、不法投棄禁止看板の配付や市民等からの情報提供による不法投棄調査、常習地区における定期パトロールを実施している。

(参照 宮崎市不法投棄の防止に関する条例)

過去5年間の不法投棄件数

単位：件

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
集 積 所	258	244	211	206	160
集積所外	348	430	312	312	256
計	606	674	523	518	416